

## 取調べの録音・録画制度の枠組み

### 1. 全体的な枠組み

- 甲 取調べの録音・録画を捜査機関の行為義務とすることにより、捜査機関による取調べの録音・録画の実施を担保する。
- 乙 取調べで得られた供述について、必要な録音・録画媒体が存しない場合には公判で利用できないとすることにより、捜査機関による取調べの録音・録画の実施を担保する。

### 2. 対象とする取調べの範囲

- A 原則として取調べの全過程の録音・録画を必要とした上で、例外的に対象外とする。
- B 取調べの一定部分の録音・録画を必要とする。
- C 録音・録画が必要な取調べの範囲は、捜査機関が任意性立証に必要と判断した部分とする。

### 3. 録音・録画による影響

どのような場合を対象外とすべきか。

#### 【視点】

- ◇ 録音・録画による問題が大きいのは、どのような場合か。
- ◇ 他の手段により問題を解決することはできないか。

(例)

- 実施困難な場合（機器の故障、通訳人の拒否等）
- 被疑者への影響が大きい場合（拒否、報復のおそれ等）
- 被害者・関係者への影響が大きい場合（名誉・プライバシーが害されるおそれ等）
- 捜査への影響が大きい場合（秘密保持、萎縮等）
- その他

### 4. 法的効果

- I 必要な録音・録画が行われていない取調べで得られた供述の証拠能力は、一般原則（自白法則、違法収集証拠排除法則）による。
- II 必要な録音・録画が行われていない場合には、取調べで得られた自白の任意性を否定する、又は任意性がないことを推定する。
- III 取調べで得られた自白の任意性を認めるためには、録音・録画記録の証拠調べを必要なものとする（結果として、必要な録音・録画が行われていない場合には、自白の任意性を認定できない）。